

人吉市農業委員会定例総会
(第6回)

令和6年6月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年6月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 29 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 30 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 3 議第 31 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 32 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委
員会の意見決定について
日程第 5 議第 33 号 農地利用集積等促進計画（案）について
日程第 6 議第 34 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

議事録署名農業委員	4番	渕上澄雄
議事録署名推進委員	21番	迫田公江

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥越輝喜
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第6回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に4番委員、21番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第29号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第29号 朗読

○（議長）1番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第29号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目

は田、現況は畑です。農振区分は農用外、面積は1筆の198㎡です。3条有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで場所は位置図のとおりです。申請事由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の開始です。新規就農者ですが、現在は郡内でお兄さんの土地を借りて農業をされているということです。現在、この土地には柿が植えられています。耕うん作業につきましては、管理機等は所有されておりますが、大型機械が必要な場合は、知人から借りて対応するということです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断として、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。
2番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）おはようございます。議第29号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、1筆で976㎡でございます。農振区分は農用内でこれは無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地はタブレットの位置図のとおりです。譲渡人と譲受人は親子であります。譲渡人はお母さんになりますが、99歳という高齢でありまして、当然、農業は出来ません。そのような状況のために今回の申請になったということでございます。また、譲受人は農業経営に必要な農機具等については、以前から親戚3軒で共同利用の機械を持っておられまして、それを利用しながら

らトラクター、田植え機、ハーベスターなどが管理され、それをもって作業をされている状況でございます。なお、今回、譲り受けるこの農地については6月20日に田植えも済んでおりました。調査の結果、1番、4番、6番は該当しないと判断しましたので、皆様のご審議の方よろしくをお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）3番から4番について3番委員の調査報告をお願いします。

- （3番委員）おはようございます。議第29号、農地法第3条の許可申請に対する3番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で面積は1筆で1,508㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。有償移転で譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっておりますが、これは昨年譲受人が水稻を作っておりましたが、譲渡人から「買ってくれないか」と相談がありまして、話し合いをして譲受人が買うことになりました。備考欄に総額17万円と書いてありますが、田としては安いと思われるかもしれませんが、申請地は道より下の農地で日当たりも良くないので、妥当な金額だと判断をいたしました。位置図は3ページになります。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、議第29号、農地法第3条の許可申請に対する4番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりで地目は畑、農振区分は農用内と農用外合わせて73筆です。合計の面積は221,887㎡です。貸付人、

借受人は記載のとおりです。これは営農型太陽光発電施設の設置に伴う区分地上権の設定になります。備考欄に下部農地作付け作物として養蜂のための蜜源植物、ヘアリーベッチとクラピアを栽培されています。6月15日に調査をしましたが、ヘアリーベッチは少し開花しておりましたが、クラピアは開花しておりませんでした。これは、位置図を見ていただければ分かりますが、斜線で強調されている部分になります。補足いたしますと、ヘアリーベッチは多年草でクラピアは毎年、植え替えを行わないとならないとのことです。提携していた養蜂場は八代市にあります。八代市では一番大きな養蜂場とのことです。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。4番の報告について質疑はありませんか。

- （8番委員）昨日、皆さんと現地を確認しましたが、今、報告があったように作付けする花が咲いていないという状況で養蜂が本当に営農型として出来るのか、そして、農型でどれくらいの収益がないといけないのかということを事務局にお尋ねをしたいと思います。

- （事務係長）事務局からですが、実際に昨日行ったときには天候も悪く、雨続きでヘアリーベッチが咲いていませんでしたが、昨日の現地調査の前にマイクロバスが現地まで行くのかを事務局長と二人で行った際には、皆さんが見られたときに枯れていた事務所の前にはヘアリーベッチの花が咲いていて、どこからか飛んできた蜂が蜜の採取をしていました。確かに巣箱を設置すると自然界からの蜂も来ていたので、昨日、現地で説明された方もこのように自然に蜂も来ているので、成功とは言われませんでした。「安心している」と言われていました。収益については、そこの農業の規模と営農計画で5年間ほどしてありますが、最初は巣箱を5群から始めて群数を少しずつ増やしていき、昨日、現地で言われたように最終的には30群まで増やしたいというこ

とです。一気に30群をするのはやはりハードルが高く、5群からスタートして利益も上げていきたいとのこと。また、地域に根ざした商品というのも先では考えてみたいという話も申請者側のほうからはありました。営農をしてこれだけの収益を上げなければならないということはありませんが、一つの条件としたら下部の農地の単収を地域の単収の8割は確保しなければなりません。その辺りについてはきちんと地域の単収を出してもらって、その8割は上がっているかどうかというのは年に一度は報告していただきますので、事務局でも確認をしていきたいと思っております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）筆数も多く、現地確認の際は天候も悪く、ほ場においてもタイヤの跡から流れたりしておりましたので、あの時にも質問等が出ましたが、やはり鎮圧等をしなければあは抑えられないのではないかと思います。

ほかに皆さんからご意見はございませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

日程第2・議第30号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第30号 朗読

○（議長）1番について3番委員の調査報告をお願いします。

○（3番委員）議第30号、農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。この案件は、本日、議第29号の4番と同じ農地でございます。農地の所在、地目、農振区分、面積、貸付人、借受人については、記載のとおりです。転用目的として、営農型太陽光発電施設の設置でございます。実質審査表をご覧ください。該当事項とした判断理由として、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に

ある農地であるため。農地の区分と転用目的としまして、申請地は第1種農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであって当該申請目的を達成するうえで当申請地を供することが必要であると認められるため許可相当。一般基準としまして、1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第3・議第31号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第31号 朗読

○（議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。議第31号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は1筆で434㎡であります。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。親子関係になります。転用目的は個人住宅の建設です。場所はタブレット位置図のとおりです。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと認められます。着工及び完了は記載のとおりです。雨水排水については自然浸透式とし、オーバーフロー分は前の道路に接続して排水をするということになっております。なお、申請地東側の道路境界の石垣を撤去してありましたので、事前の造成はしないよう申し添えております。次に審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。よって総

合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番から3番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）議第31号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現状は畑です。農用外、面積は1筆の255㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は位置図のとおりです。建設にあたり被害防除計画について造形に係る土砂の流出、堆積、崩壊の対応策として隣接地との境界には盛り土をし、土砂の流出等がないように留意する。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任をもって対応するとなっております。実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、議第31号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりで地目は田、農用外、面積は1筆の661㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は駐車場です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。転用場所は位置図のとおりです。既転用です。始末書が添付されておりますので、少し読み上げます。現在、申請地の一部を弊社の駐車場として利用しています。どのような経緯で駐車場として利用するようになったのか定かではありませんが、申請地の譲渡人は弊社を経営する一家と縁戚関係にあり、譲渡人が所有権を取得する前、少なくとも35年

以上前から駐車場として利用してきました。ところが、今般、申請地の地目は農地であるとの指摘を受け、無断転用の状態であることが判明した次第です。長年にわたりこの状態が続いてきたことは、弊社の責に帰すもので、深く反省しています。今後はこのようなことが無いよう農地法等関係法令を遵守しますという始末書が添付されております。実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。よって、総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。まず、2番の報告について事務局から補足があるようです。事務局お願いします。

○（事務局 刈田主任）事務局より補足をさせていただきます。議第31号の2番について少し見た瞬間にあれと思われた方もいらっしゃるかもしれません。これは議第29号の1番の案件と関連案件となっております。譲受人は市外に在住されておりますが「人吉で暮らしたい」ということで、土地を探しておられました。位置図をご覧ください。今回、宅地を含めた部分で譲っていただけることになったそうです。また、農地法の関係上、個人住宅を建てるには一般基準の中に面積要件があったかと思えます。おおむね500㎡となっている中で、熊本県ではおおむね部分を1割としているので、550㎡までしか個人住宅を建てられません。この農地と宅地を全て譲っていただいた場合、合わせて714㎡になってしまい、これに全部家を建てることは農地法の関係上、一般基準に馴染まなくなるということで、今回、譲受人は分筆をした上で、宅地部分と農地部分を含めて個人住宅が建てられる範囲で家を建てられ、残りの部分は議第29号の1番で諮った農地として購入することで、今回、3条と5条が合わせて出た形となっております。少し分かりにくく、戸惑われたかと思いますが、補足させていただきます。

○（議長）ただ今の補足も含めて質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）おはようございます。議第31号、農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で506㎡です。農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設となっております。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。給水については、上水道を利用するということです。雨水や生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を通して道路横に側溝がございますが、そちらに流すということでございます。これは水田ですが、水利については今まで山の水を利用して作付けをされておりますので、水利組合との関連はございません。次に申請地は位置図のとおりです。次に審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございます。農地の区分と転用目的については、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。次に一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）一つよろしいでしょうか。この農地は上の空き地になっているところまで、譲渡人の農地でしょうか。

- （6番委員）はい、そうです。
- （議長）分筆してこのような形になっているのでしょうか。
- （6番委員）分筆してあります。
- （議長）分筆してあるならば、残りは農地として残っているということでしょうか。
- （6番委員）はい。
- （事務局係長）今、畑地のような感じで通路があって、奥のほうに家を建てる計画になっております。手前の今、空いている農地は2か月前に転用申請がされ、許可が出ており、家も完成間近です。転用済のところなので、今は農地ではございません。
- （議長）ここは私が以前に耕起作業をしていた農地になります。全体的に広い農地だったと思ったものですから。
ほかに質疑はありませんか。
- 「 なし 」 の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番から7番について4番委員の調査報告をお願いします。
- （4番委員）農地法第5条の5番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で287㎡です。所有権移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は通路になります。ここは、第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。この場所は先月の総会で、譲受人に3条許可が下りたところになります。譲受人が大型の農業機械で作業をするとのことで、通路が無いということで、申請地を通路として使いたいということで申請に至っております。現地を

確認したところ、譲渡人が病気で倒れられて4年ほど作られておりません。雨水の処理については東側の水路に排水をするということです。工事の際は土砂の流出等については、十分に配慮するという事で被害防除計画が出されております。次に実質審査表をご覧ください。ここは第1種農地で一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして6番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。地目は田、農振区分は農用外です。面積は255㎡です。所有権移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅になります。ここは第2種農地で都市計画用途指定区域外になります。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。譲渡人と譲受人は親子関係になり、お父さんから娘さんが譲り受けて住宅を建てるということでした。現在、アパートに住んでおられますが、将来的には一緒に住むという計画もあるようです。給水は上水道を利用し、排水については合併浄化槽を設置するという事です。雨水については東側の水路へ放流するという事を聞きました。近くの農地はお父さんの農地ということですが、ここ10年ほど耕作されておりません。万が一他の農地へ影響があるようでしたら自分の責任において対処するということです。次に実質審査表をご覧ください。ここは第2種農地で一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして7番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。地目は田、農振区分は農用外です。面積は1筆で1,251㎡です。地上権の設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電所設置になります。ここは第2種農地で都市計画用途指定区域外になります。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。譲受人は他に郡部の方でも2～3か所に設置されており、人吉市でもあと何か所か考えられているとのことでした。申請地も3～4年耕作されていないということで、草刈りや倒木類の除去をした後、防草シートを設置し、申請地の外周にはフェンスを設置し、土砂の流出等を防止するという事でした。万が一、被害が発生した場合には、責任をもって対処するということです。実質審査表をご覧ください。ここは第2種の農地で一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

6番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。

7番について質疑はありませんか。

- （6番委員）権利種別で地上権の設定となっております。借地になるのでしょうか。

- （事務局 瀧田主任）私も気になったので、調べました。地上権とよく言う賃借権というのは、どちらも他人の土地を借りて使う権利にはなりますが、意味には違いがあるようです。地上権については、他人の所有している土地を使う権利ですが、土地の所有者の承諾がなくても原則的に貸したり、建物の売却や担保の設定が可能。賃借権については、同じように他人の所有している土地を使う権利ですが、土地の所有者の承諾を得ないと原則的には建て替えや建物の売却は出来ません。では、他人の土地を借りて建てる住宅にあまり地上権を使うことは多くありません。多いのは今回のケースのように太陽光パネルを張って地上権を設定するケースが多いです。結局、投機目的なものが多く、所有者が変わることが多いそうです。地上権は自由に渡したりすることが出来るので、このような場合に使われることが多いようです。その他の地上権というのは、トンネル、地下鉄のトンネル、他には地下を使用する権利や鉄道の高架を設営する場合などに地上権を設定されるそうです。地上権と賃借権どちらにするかというのは双方の合意になるので、今回の場合は、貸付人と借受人が地上権設定契約書を結ばれた上で、今回の申請に至っておりますので、地上権の設定ということになっております。以上です。

○（３番委員）私が先ほど５条の意見決定について報告いたしました、事前に事務局の
 湊田主任から話があり「メガソーラーの場合は３年に１回更新しなければならない」
 ということでした。ただ、今の目的も太陽光ですが、このような場合、更新はどのう
 なののでしょうか。

○（事務局係長）この場合は営農型太陽光ではないので、更新はありません。

○（３番委員）そうでした。私の勘違いでした。

○（事務局係長）一つだけ補足ですが、営農型の太陽光は必ず３年ということではありま
 せん。１種農地や農用地外で営農型を張ったり、張られる方が認定農業者だったりす
 ると、１０年になります。今、市内にもう一か所営農型太陽光を設置されています
 が、基盤整備をしてあり、農用地区域内なので３年となっております。先ほど３番委
 員が報告された案件についても農用地区域内なので３年。先ほど申しましたとおり、
 それ以外の条件を満たした認定農業者の方が営農型を建てるとか、３種農地内に建て
 るとかいろいろ要件を満たせば１０年というケースもあるので、営農型全てが３年と
 いうことではありません。

○（３番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
 報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって７番は原案可決いたしました。
 日程第４・議第３２号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第３２号 朗読

○（議長）それでは事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和6年6月12日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が38,281㎡、「畑」が192,314㎡、合計の230,595㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」は991㎡、「畑」は0㎡、合計の991㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。公社買入が1件、公社売渡が0件、合計の1件でございます。

次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が5件、再設定が4件、合計の9件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に4ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が20,323㎡、「畑」が192,314㎡、合計の212,637㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時25分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （6番委員）8番についてですが、借受人の方の利用状況はどうなっているのでしょうか。
- （事務局係長）借受人の所有農地も含めてということでしょうか。

- （６番委員）はい。
- （事務局係長）やはり１年前から同じような案件が出てきて一度、保留にいたしました
が、その後、約束を履行されたかという途中まではされたものの、最終的に耕うん
まではされておられません。今現在、借り受けをされている農地の所有者から「耕作さ
れていないので、合意解約をしたい」という申し出があっている農地もあります。そ
のような農地については「もちろん草刈りをして次の耕作者にきちんと渡せるような
状態にして、解約をしてください」と最近、２筆くらいそういう状態に戻して解約を
されたところもあります。しかし、借りていらっしゃる農地でまだ完全に耕作されて
いないところもありますので、私と渕田主任で１０日前くらいに自宅へ行って手紙を
置いてきちんとする旨の内容を伝えておりますが、なかなか履行まではされていない
場所もありますが、自分で所有されている自宅近くの農地はきれいにされています。
マルチも張られている状態を一度、確認してその後、また通った際に見たら、作付け
をされていたので、自宅近くの所有農地はきちんとされている状態です。今回、
申請されている農地については、調査委員の１３番委員が詳しい事情等を把握されて
いると思います。
- （１３番委員）土曜日に自宅まで行きました。きちんと耕作していただけるかと不安に
なっていましたが、田植え箱もきちんと家に置いてありました。借受人に話を聞いた
ところ、「６月の終わり頃になるが、田植えをする」とのことでした。田んぼはまだ
１回も起こされていません。起こせばすぐにでも田植えをするという話です。田植え
をする予定で田植え箱は置いてありましたので、他の農地についてはどうなってい
るかは分かりませんが、下林町と温泉町の２か所分と考えると準備されていると思われ
ます。
- （１４番委員）私も同じ借受人の件ですが、当日に本人さんに会いました。草払いなど
の管理をきちんとして欲しいと伝えました。良い返事はされるのですが、農業以外の
仕事をされているようで、農作業従事日数が１８０日と書いてありますが、実際に従
事されているのかなと思いました。
- （議長）何とも言えませんが、借受人はたくさん耕作をされてますが、管理が行き届い
ていない状態です。
- （６番委員）農業従事者が１名となっています。雇用していれば何とかなると思いま
すが、雇用については何も書かれていません。手が回るのでしょうか。貸された方も心
配でしょうし、近くの耕作者の方も困っていらっしゃるのではないのでしょうか。

○（議長）きちんと小作料も支払いをされていて、耕作をされていない状況であれば、よっぽどですが。小作料の支払いもせず、田んぼも起こされていないということになれば、大変です。以前、会ったときに話しましたが、相棒がおられ、二人で草払いも田植え機にチェーンを垂らして除草をするということでしたが、そのくらいの作業ではダメだと話をしたことはありました。

○（１番委員）いわゆる自然農法でされています。

○（９番委員）西瀬地区でもそのようにしていると言いつつのように言われます。

○（議長）草藪の状態になっています。これはまた機会があったら委員さんの立場で一応気を付けていただければと思います。また、いろいろとご指導を頂きたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

○（１番委員）１番と５番についてですが、同じ地区で１番は５年で５番は３０年となっています。理由があるのでしょうか。

○（事務局 坂井）１番は記載されていますが、外２名となっており、お一人の持ち物ではございません。全員から同意を得た場合には１０年を超えてもいいのですが、全員の同意を得られない場合には５年までと決められておりますので、このようになっております。５番につきましては、お一人の名義になっておりますので、先月も出ましたように３０年という案件がありましたが、同じく３０年をお互い了解された上で利用権設定をなされたということでございます。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第３３号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第３３号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、１番と２番は９番委員と１６番委員が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和６年６月１２日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

１ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、２件ありました。利用権の転貸の「田」が４,４７７㎡、「畑」が０㎡、合計で４,４７７㎡あがってきております。貸借を受ける者の１番の全部効率要件、２番の常時従事要件、３番の地域における安定的農業経営要件についてそれぞれ審査をお願いします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時３８分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（６番委員）２番についてです。借賃の支払い期限が記載されていますが、１番には記

載されておられません。

- （事務局 坂井）一番下の借賃の支払い期限についてのお尋ねでしょうか。
- （6 番委員）はい。
- （事務局 坂井）1 番については直接払いとなっております。直接払いというのは物納のような形で支払われるので何日という期限が決められていないのではないのでしょうか。
- （6 番委員）気づきませんでした、今までも記載されていなかったのでしょうか。
- （事務局 坂井）自信はありませんが、2 番は現金払いで口座引き落としになるため決まっていると思います。直接払いのため期限を入れていらっしやらないと思います。
- （6 番委員）確認していただければと思います。
- （事務局 坂井）分かりました。
- （9 番委員）一応、年内には支払いをする予定です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
貸借設定の1 番と2 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第34号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第6・議第34号 朗読

○（議長） 1 番について 2 5 番委員の調査報告をお願いします。

○（2 5 番委員）おはようございます。議第 3 4 号、非農地証明願について報告いたします。

総会議案書の 2 1 ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目等はそれぞれ記載のとおりです。令和 6 年 6 月 1 3 日の午前 9 時から会長と事務局、私の 3 名で現地調査をしました。この農地は国道 2 2 1 号線と県道大畑西線に囲まれ、北側に常に集団化した非農地が広がっている位置にあります。願い出のあった農地は国道から侵入することが出来ず、他の所有者の農地を横切って確認出来ます。周りには竹が生い茂り、すぐ北側の墓地まで竹が侵食する勢いでした。長年、耕作されていないのか篠竹、細い竹が群生している状況なので農地へ復元することは不可能であると判断をいたしました。よって、協議をした結果、非農地証明の基準 3 のイに該当し、非農地証明の交付については、適当と判断をいたしました。以上、報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

採決いたします。異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和 6 年第 6 回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 1 0 時 4 2 分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員